



2023年4月19日

各 位

会社名 株式会社歌舞伎座
代表者名 代表取締役社長 安孫子 正
(コード番号9661 東証スタンダード)
問合せ先 取締役総務部長 田中智明
(TEL 03-3541-8160)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年5月25日開催予定の当社第99期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

(下線部分が変更箇所です)

〈 現 行 定 款 〉	〈 変 更 案 〉
第1条～第29条 (条文省略)	第1条～第29条 (現行どおり)
(監査役の員数及び選任)	(監査役の員数及び選任)
第30条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
(新設)	<u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新設)	<u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</u>
(監査役の任期)	(監査役の任期)
第31条 (条文省略)	第31条 (現行どおり)
(新設)	<u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、</u>

<p>第32条～第41条（条文省略）</p>	<p><u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第30条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合には、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第32条～第41条（現行どおり）</p>
------------------------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年5月25日（木）（予定）
定款変更の効力発生日 2023年5月25日（木）（予定）

以上